

広島大学が管理するひろしま医工連携・先進医療イノベーション拠点における研究用機器の貸出利用に関する申合せ

平成24年2月15日

理事（社会連携・広報・情報担当）決裁

第1 この申合せは、広島大学が管理するひろしま医工連携・先進医療イノベーション拠点における研究用設備・機器の利用に関する要項（以下「要項」という。）第8の規定に基づき、ひろしま医工連携・先進医療イノベーション拠点における研究用機器（以下「機器」という。）の貸出利用に関し必要な事項を定める。

第2 次に掲げる機器の貸出利用を希望する者は、ひろしま医工連携・先進医療イノベーション拠点研究用機器貸出利用申請書（別記様式第1号。以下「貸出利用申請書」という。）を理事（社会連携・広報・情報担当）（以下「理事」という。）に提出するものとする。

- (1) 超高周波測定システム
- (2) 脳血流測定装置（光トポグラフィー）
- (3) 脳波計測システム
- (4) NVHシミュレータ
- (5) 振動音響解析ワークステーション
- (6) レーザードップラー振動計
- (7) 音響インテンシティ計測システム
- (8) ジャイロ式モーションキャプチャー
- (9) 三次元力覚フィードバックシステム

第3 理事は、貸出利用申請書の提出があったときは、特段の事情があると認められる場合に限り、承認することができる。

2 理事が貸出利用を承認する場合は、ひろしま医工連携・先進医療イノベーション拠点研究用機器貸出利用承認通知書（別記様式第2号）によるものとする。

第4 この申合せに定めるもののほか、貸出利用に関し必要な事項は、要項の規定を準用する。